

決算審査特別委員会意見書

今回審査した平成29年度決算は、復興の土台を固めるとともに、新しい福島
の創造に向けた攻めの姿勢で取り組むため編成された当初予算に加え、その後、
新たな課題に対処するための7度にわたる補正予算により、歳入・歳出とも前年
度よりは減少したものの、依然として大規模なものとなった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適
切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの
観点から審査を行った。その結果、平成29年度の予算執行は、普通会計、企業
会計とも、議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められ
る。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

◎普通会計について

本県の厳しい財政状況の中であって、第3次復興計画及び「ふくしま創生総合
戦略」の着実な推進並びに行財政の円滑な運営を図っていくため、次の事項に留
意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 一般財源総額の確保が予断を許さない状況にある中、復興と地方創生に
係る多様かつ膨大な財政需要等に対応するため、引き続き「原子力災害等
復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保
に努めること。
- (2) 県税においては、組織的な徴収対策などにより収入未済が減少している
ものの、未済額全体に占める割合が高いことから、税負担の公平性を維持
し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対
策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図ること。

また、税以外の収入においては、新たな収入未済の発生防止を図るとと
もに、適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ収入の確保に努めること。

2 事業執行について

- (1) 復興・創生に向けた事業を中心に繰越額や不用額が多額に上っているが、
震災から7年が経過し、産業の再生や県民の安全・安心確保のためには早
期の事業完了が必要であることから、的確な事業構築と予算編成のもと、
事業の計画的な管理と効果的な執行をより一層徹底し、繰越額及び不用額

の抑制を図ること。

- (2) 不適切な事務処理の発生防止のため、事務事業の実施に当たっては、発生し得るリスクを十分に分析し、リスクの高低に応じた実質的なチェック体制の強化に努めること。また、財務事務に関する研修の更なる充実と、管理職も含めた職員全体の財務事務の処理能力向上に努めること。

併せて、補助金の不正受給事案が発生していることから、規則等に従って適正に事業を執行するよう補助事業者に対して指導を徹底するとともに、現地調査や書類の現物確認など実効ある成果確認に努めること。

- (3) 庁舎や学校等は、日常的な使用に加え災害時の拠点ともなることから、適切に施設の維持管理や修繕を行うこと。

3 業務執行体制について

復興・創生期間における取組の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、必要な人員確保に努め、引き続き、職員の健康に配慮しつつ、業務量を考慮した適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎工業用水道事業会計について

前年度に引き続き黒字決算となったものの、企業債残高が大きく増加するとともに、工業用水道施設・設備の老朽化による更新や修繕等に伴う資金需要が今後も継続して見込まれることから、経営環境としては依然として厳しい状況にある。そのため、中長期的な経営見通しの適切な把握や更なる経営の合理化・効率化を推進しながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況が続いていることから、経営改善に向け、関係機関との連携を図りながら、新たな需要の開拓に努めること。

また、事業開始時に締結した覚書に基づくいわき市への事業譲渡に向け、具体的な協議を進めること。

- 2 相馬工業用水道については、需要見通しの甘さから給水能力増強工事の一部延期に至ったが、収益確保と費用削減に向けた対策を適切に講じることにより、今後の経営環境の改善に努めること。

また、工業用水道の設備投資を行う場合にあつては、精度の高い給水量の増加予測計画の策定と併せて、状況変化への対応策をあらかじめ講じておくなど、経営的なリスク管理の徹底に努めること。

- 3 工業用水道施設・設備の整備については、安定給水の確保とともに、より災害に強い施設となるよう、工業用水道事業中長期計画に基づいた耐震改修や管路の複線化、老朽施設の改築などの着実な実施に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業は、本県への企業立地を誘引し、雇用の新規創出等により地域の振興に寄与してきたが、自力による企業債償還が困難な状況となり、一般会計からの繰入により今後の企業債の償還財源が確保されることとなるとともに、復興・創生期間の終了する平成32年度末を目途に事業を廃止する方向で検討することとされている。このような極めて厳しい経営状況を踏まえ、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 未分譲地については、企業誘致による雇用の創出や地域経済の活性化を通じた地域振興や復興促進を図るためにも、企業局事業見直し実行計画で定めた目標に基づき、速やかな分譲に努めること。
- 2 企業債の償還にあたっては、未分譲地の早期分譲による収益確保や費用削減を徹底することにより、一般会計からの繰入額の圧縮に努めること。
- 3 企業局事業見直し実行計画による検討の結果として本事業を廃止する場合にあっては、残存する資産について、資産価値を踏まえた売却や譲渡ができるよう、関係機関等との協議・調整に努めること。

◎県立病院事業会計について

病院事業収益の減少により収支差補填額が増加し、累積欠損金も増加するなど依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、「新たな県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域の救急医療等の提供、先進的な精神科医療及び震災からの復興・創生を支える安心な医療の提供など、政策医療を担う県立病院の使命を踏まえ、県立医科大学を始め関係機関と連携し医療従事者の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。

また、収益確保と費用削減の徹底による一般会計からの収支差補填額の圧縮に努めること。

- 2 医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により全体として減少傾向にあるものの、依然として多額に上っているため、未

収金の早期回収に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。

- 3 ふたば医療センター附属病院及び同附属ふたば復興診療所については、住民が安心して帰還できる医療の確保に努めること。また、双葉地域の医療再生に向け、休止中の大野病院については、関係町村等の意向を踏まえながら今後の方向性等について検討すること。
- 4 廃止病院跡地については、関係機関との協議を進め、速やかな処分に努めること。